

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月15日
【ファンド名】	シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープン (Schroder SMBC Global Bond Series - Schroder Global Bond Open)
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネージメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (Schroder Investment Management (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 ノエル・フェッシー (Noel Fessey) 取締役 フィンバー・ブラウン (Finbarr Browne)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 セニンガーベルグ L-1736 ハーヘンホフ 通り 5 番 (5, rue Höhenhof, L-1736 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 同 十枝 美紀子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

1. 【提出理由】

シュローダー・S M B C グローバル・ボンド・シリーズ - シュローダー・グローバル・ボンド・オープン(以下「サブ・ファンド」といいます。)に関して、以下のとおり投資方針に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2. 【報告内容】

イ. 変更の内容についての概要

サブ・ファンドの「投資方針」の一部が以下のように変更されました。

(注) 変更箇所には下線を付しております。

投資方針

(前略)

譲渡性のある証券および短期金融商品に関連する技法および手段の利用

(中略)

サブ・ファンドは、ルクセンブルグの諸規則および特に上記C S S F 通達08 / 356に規定する制限の範囲内で、レポ取引または証券貸付の担保として受領した現金を以下のものに再投資することができる。すなわち、(a) 毎日純資産価格を計算しており、A A A相当の格付を受けているマネー・マーケット型集団投資スキームが発行する投資証券または受益証券、(b) 短期銀行預金、(c) ルクセンブルグの諸規則により許容されている短期金融商品、(d) 米国、E U加盟国、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデンまたはスイスの政府、地方当局または国際機関・企業により発行または保証されている短期債券、(e) 適切な流動性を提供する一流の発行体により発行または保証されている債券、ならびに(f) リバース・レポ取引である。ただし、かかるリバース・レポ取引は、米国、E U、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本、ノルウェー、スウェーデンまたはスイスの政府、地方当局または国際機関・企業により発行または保証されている証券により全面的にかつ継続的に担保されていなければならない。かかる再投資は、必要であれば、各関連するサブ・ファンドのグローバル・エクスポーチャーの計算において勘案される。

レバレッジ

1) 定義

レバレッジは、サブ・ファンドが、現金もしくは有価証券の借入れおよび/または金融デリバティブ商品の利用を通じて自らのエクスポーチャーを増加させる方法である。

レバレッジは、サブ・ファンドのエクスポーチャーと純資産価額との間の比率(「レバレッジ比率」として表示される。

レバレッジ比率は、サブ・ファンドのエクスポーチャーを計算する2通りの方式に従い計算される。すなわち、以下の表に概要される総額方式および約定方式である。

レバレッジ比率	エクスポージャーの計算方法
「総額レバレッジ比率」	<p>総額方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()総額エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべての金融デリバティブ商品の原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)から構成される。</p> <p>ファンドの基準通貨で保有される現金および現金等価物(現金および現金等価物と同視できる現金借入れを含む。)は、エクスポージャーの計算から除外される。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、(各方法により計算される)資産総額を、(英文目論見書に従い計算される)純資産総額で除したものである。</p>
「約定レバレッジ比率」	<p>約定方式に基づき計算されるエクスポージャーは、()全ポジションの絶対値の総額、()約定エクスポージャーの計算の転換方法に従いサブ・ファンドが締結するすべての金融デリバティブ商品の原資産に対する同等のポジションの総額、()現金借入れの再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)、および()効率的なポートフォリオ運用取引に関連する担保の再投資に起因するエクスポージャー(該当する場合)から構成される。</p> <p>本方式では、特定の条件下においてネットティングおよびヘッジ契約を考慮に入れることが可能である。</p> <p>上記のエクスポージャーが適用される比率は、(各方法により計算される)資産総額を、(英文目論見書に従い計算される)純資産総額で除したものである。</p>

サブ・ファンドのエクスポージャーを計算するにあたり総額方式および約定方式を適用することで得られる2つの比率は、相互に補足し合い、かつ、レバレッジの明確な表示を提供する。

総額レバレッジは、以下を行わないことから、レバレッジを表示する保守的な方法である。

- 投資またはヘッジ目的で利用される金融デリバティブ商品との区別を行うこと。この結果、リスクの軽減を目的とする戦略が、サブ・ファンドのレバレッジ・レベルの増大に寄与することがある。
- デリバティブのポジションのネットティングを認めること。この結果、レバレッジが増大していない、またはサブ・ファンドの全体的なリスクの適度な増大をもたらしているにすぎない場合において、デリバティブのロール・オーバー(借換え)ならびにロングおよびショート・ポジションの組合せに依拠する戦略が、レバレッジ・レベルの大幅な増加に寄与することがある。

よって、高いレベルの総額レバレッジを示しているサブ・ファンドは、必ずしも低いレベルの総額レバレッジを示すサブ・ファンドよりも高リスクとは限らない。

約定レバレッジは、一定の状況下におけるヘッジおよびネットティング契約を認めていることから、サブ・ファンドの実際のレバレッジをより正確に表示する。

慣例により、レバレッジ比率は、小数として表示される。レバレッジ比率が1以下の場合には、サブ・ファンドにレバレッジがかかっていないことを意味し、レバレッジ比率が1よりも大きい場合には、レバレッジがかかっていることを示す。

2) サブ・ファンドがレバレッジを利用しうる状況ならびに認められるレバレッジの種類および利用源

さらなるエクスポージャー - レバレッジをかけるため、金融デリバティブ商品を用いることが可能である。

3) レバレッジの最大レベル

レバレッジ比率	最大レバレッジ比率
「総額レバレッジ比率」	1.2
「約定レバレッジ比率」	1.1

4) 流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクの全側面が継続的に識別、評価および監視されるよう確保するため、包括的な流動性リスク監視体制を確立している。かかる監視体制には、以下の組合せに対するサブ・ファンドの流動性特性の強靭性を評価するために立案された流動性ストレス・テスト・シナリオが含まれる。

- ・極めて不利な市場流動性の状況
- ・大規模かつ急な資本流出

本流動性リスク管理の目的は、サブ・ファンドが、常に可能である限り、かつ、緊迫した市況下において、関連する規制上の買戻義務を遵守できるよう確保し、サブ・ファンドの流動性が各投資方針および全体的なリスク特性に即したものであり続けるよう確保することである。

市場流動性の混乱といった例外的な状況において、かつ、サブ・ファンドおよびその受益者の最善の利益のため、管理会社は、有価証券届出書「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産価格の決定の停止」の項にその詳細が記載されるところに従い、買戻請求を一時的に繰り延べる特別手続を実施している。

投資目的および投資方針の変更

管理会社が決定するサブ・ファンドの投資目的および/または投資方針の重大な変更は、少なくともCSSFから当該重大な変更に関する関連承認を得た上で有価証券届出書に記載されるものとし、かつ、関連する受益者が、効力発生日よりも前に、（当該重要な変更を受諾するのではなく）自らの受益証券を買い戻すことを選択する場合、適用ある買戻し手数料を支払うことなく買い戻すことができるよう、かかる重大な変更が有効となる1か月前に当該受益者に通知されるものとする。全受益者が当該1か月前の通知を受ける権利を放棄した場合、重大な変更は、効力発生日よりも早い日付で発効することができる。

サブ・ファンドの特色

（後略）

□ . 当該変更の年月日

平成26年7月31日